

四
發行方法
三
用振等替法の適
二
の法發号名
條律行稱
項及の及
び根及び
そ拠記
一
成件二十三
二等十八十
十を八年次
行告示
年八月一
省令債務省
平成年第
二十二年八
月一日起
國債務省告
示第

六百一十九号。三十一年四月八日付利券三十回の規定期限内に公債の発行を終了する。三十一年三月三十日付公報に依る。

六

イ
イ
發入価 行争非者特国札非
札格行 入価・別債発競
發競 札格第参市行争
行争額 發競 I 加場入

五

ハ 口 イ
方 募入価法入
札格決
發競定
行争の

法め當億つ定う円額
 律のに九いにち面
 第公必千て基、金
 三債要五はづ財
 条のな百、き政で
 第發財三額発法
 一行源十面行第
 項のの五金し四
 の特確万額た条
 規例保円で利第
 定にを、二付一
 に閑図財百国項
 基する政十債の
 づるた運九に規
 億

込募各割各当も各
 み限國り申ての申
 の度債当込るか込
 応額市てみ。らみ
 募の場るのその
 額範特。応のう
 を囲別募応ち
 割内參額募応
 りに加を額募
 当お者案を価
 ていご分順格
 るてとに次の
 。各のより割高
 申応りりい

非下額市札格競とて価
 価へを場で競争す得格
 格国定特あ争入るらを
 競債め別つ入札もれ募
 争市る参て札発のる入
 入場も加、と行に価額
 札特の者財同へよ格に
 発別にご務時とるをよ
 行参よと大にい發そり
 へ加るに臣行う行の加
 と者發応がわ。へ發重
 い・行募各れ及以下
 う第へ限國るび価均
 。I以度債入価非格し

八

七

ハ　ロ　イ

ハ　ロ

最　　払

低行争非者特国札非入価込行争非者特国札非

額　　入価・別債発競札格入価・別債発競

面　　札格第参市行争發競金札格第参市行争

金　　發競I加場入行争額發競I加場入

五　　円千千十二　　でた条特でた条特五つ定円百に規関億はき
万　　五九七兆　　千利第別千利第別十いに、四つ定す八、發
円　　百萬万千　　五付一會万付一會億て基同十いにる千額行
　　五百三円六　　百國項計圓國項計二はづ法二て基法九面し
　　十千百　　四債のに債のに千、き第億はづ律百金はした利付
　　四十円五　　十に規關に規關二額發六九、き第十額
　　億　　億つ定す　　つ定す百面行十千額發四万で
　　三十八　　円いにる　　いにる二金し二三百面行十円六
　　千億　　て基法　　て基法十額た條三金し六、千
　　二百六　　、づ律　　、づ律万で利第百額た條特二
　　二百五　　額き第　　額き第圓五付一三で利第別百に
　　二十百　　面發四　　面發四千國項十九付一會四つ
　　万六　　金行十　　金行十三債の五千國項計十い
　　額し六　　額し六　　百に規万六債のに五て

十 十 六 五	十 四	十 十 三 二	十 十 口 イ 一	九
償 償	後 第	初 利 発 競 I 加 場 び 札 非 入 價 発		振 額
還 還	の 二	期 行 争 非 者 特 国 發 競 札 格 行 行		替
金 期	利 期	利 入 價 ・ 別 債 行 争 發 競 價		單
額 限	子 以	子 率 札 格 第 參 市 及 入 行 争 格 日		位
額 平 利 て を 每	規 下 は 期 た 期 平 年	錢 額 錢 額	平 す 額 の 振	
面 成 子 、 支 年	定 、 、 が 金 と 成 ○	面 以 面	成 る の 記 替	
金 三 を そ 払 二	す 次 そ 銀 額 し 二 ・	金 上 金	二 。 整 載 法	
額 十 支 の 期 月	る 号 の 行 を 、 十 一	額 の 額	十 数 又 の	
百 年 払 日 と 十	期 及 翌 休 支 次 九 パ	百 そ 百	八 倍 は 規	
円 八 う 以 し 五	日 び 営 業 払 の 年 ।	円 れ 円	年 の 記 定	
に 月 。 前 、 日	に 第 業 う 算 二 セ	に ぞ に	八 金 錄 に	
つ 十 六 各 及	つ 十 日 。 式 月 ン	つ れ つ	月 額 は よ	
き 五 月 支 び	い 五 に た に 十 ト	き の き	十 に 、 る	
百 日 間 払 八	て 号 支 当 だ よ 五	百 応 百	五 よ 最 振	
円 に 期 月	同 に 払 た し り 日	円 募 円	日 る 低 替	
属 に 十	じ お う る 、 算 を	九 價 八	も 額 口	
す お 五	。 い へ と 支 出 支	十 格 十	の 面 座	
る い 日	。 て 以 き 払 し 払	三 七	と 金 簿	
	<small>額面金額 × 0.1 100 × 2 + 1</small>			

十
九
八
七

払者入払元
込札場利
期参所金
日加支

平財日本
成務銀行
二十大臣
十八から
八年八月通知
月十五日を受
日五受けた
者